

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

特集・「行革」攻撃とたたかう

■ 巻頭言 ■

『資本論』 一卷を読む …………… 2

徹底的な人べらし合理化の開始 …………… 3

——いよいよ本格化する地方行革——

八五国民春闘と教育臨調 …………… 8

——反行革、反臨教審のたたかいを職場から——

資料 二十一世紀の要請する教育 …………… 11

(天谷直弘・臨調審第一部長)

◇千葉からの報告◇

国労と連帯し反行革統一闘争を強化しよう …………… 15

資料 反行革統一闘争を強めるために …………… 15

資料 全民労協「連合組織構想検討委」メモ (全文) …………… 18

旬刊 社会通信

NO. 264

一九八五年五月一日

一九八五年五月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

『資本論』一巻を読む
連載をはじめるにあたって

向坂先生が亡くなって早くも三ヶ月になるが、最近先生の死をひとつのきっかけに『資本論』の研究会が全国各地ではじまっているときく。政治・経済の運動面における混乱に対する危機感のたかまり、マルクスの理論的原点に返って足元を固めようという意識がその背景にはもちろんあろう。たいへんすばらしいことだと思ふ。

しかしそれと同時に、『資本論』にとりくんでみたが、残念ながら途中で挫折した。既存の解説書と併読しても難しいところが多すぎるし、仲間うちで議論しても、これも混乱(!!)するばかりだ、といった声もたしかにある。

本誌編集部からの要望は、そうした悩みをもつ全国の研究会の同志たちの、また一人でも学ぼうとする、ないしは読まざるをえない立場の同志たちの手引きとなるような、『資本論』第一巻の平易で詳しい解説を、毎回二―三頁、五年間くらい続けるつもりで書いてほしいとのことである。そのような文献の必要性は私自身以前から痛感していて、ちょうど一年前の本誌五月一日号にそうした要望を書いたこともあり、私より適任である先輩たちが多忙をきわめている現在、こうした連載を私が引き受けざるをえなくなってしまった。

三五歳で『資本論体系(上)』(改造社経済学全集)を担当執筆された向坂先生でさえ「私はこれからの大著、殊に最も困難なる第一巻の解説を試みようというのである。浅学その任にあらざることは、もとよりよく心得ている。ただこの小さなドン・キホーテは、はたの目にはよちよちとであるに相異なるが自分だけのつもりでは元氣よく突き進んで見よう」とそのはじめに書かれている。まして私に何をいうことがあろう。精一杯の元氣を出してこの課題に全力を尽くさなければならぬ。

さて、次号より連載をはじめるとしても、まずは多少の前おきが必要である

- (一) 『資本論』の方法論とか成立史について書きだしてもきりがなく、そうした主題については既に多くの本が出ているので、原則としてこの連載ではふれない。
- (二) 「序文」「あとがき」の中にはきわめて重要なものもあるが、内容が多岐にわたる、私が本文においてめざすものと同じ程度の解説をおこなうことは難しいので、いちおう割愛し、本文解説中で必要に応じて言及したい。したがって第一回は本文第一章第一節からはじめる。
- (三) テキストとしては、岩波文庫『資本論』第一―三分冊を使い、原則として各段階の各文について、いちいち意味を明らかにしていきたい。そのため段落(パラグラフ)番号をつけて、岩波机上版をはじめ他の版をもつ人もたやすく参照できるようにする。なお第一章第一節は一八段落あるので、各自で番号をふっておいただきたい。
- (四) 個別テーマや論争点などに関するより深い解説論考は、適宜同志・同学の諸兄に書いていただき掲載する予定である。

(神津 朝夫)

徹底的な人べらし合理化の開始

— いよいよ本格化する地方行革 —

地方行革はこれからが本番

地方行革はこれからが本番である。「行革」は決してヤマを超えたのではない。国鉄合理化、地方行革と教育臨調にみられるように、まさにこれからが本番である。

周知のように、自治省は今年の一月二二日に事務次官通達とあわせて「地方行革大綱」（地方公共団体における行政改革推進の方針）を発表し、地方自治体への指導をおこなった。自治省指導は、地方行革の推進体制の整備、重点事項、その計画推進の大きく三つからなっている。

第一の推進体制については、各地方自治体に「民間有識者等」からなる委員会（推進委員会）を必ず設置するとともに、自治体の長を本部長とする行政改革推進本部（推進本部）を設置することを求めている。第二の重点事項としては事務事業の見直し、給与の適正化、定員管理の適正化、民間委託・OA化等七項目を示し、第三の地方行革の計画的推進については、各自治体における「行革大綱」の策定とその公表等を指示している。自治省は、三月議会で「推進委員会」の設置をきめ、四月に「大綱」原案を作成し、五月にヒアリングをおこない、八月に策定し公表せよ、としている。

「推進委員会」の設置がポイント

まずわれわれは、地方行革をすすめる政府・独占資本のかまえをしっかりみておかなければならない。

臨時行政改革推進審議会（「行革審」）のなかに設置された地方行革推進小委員会（小委員長・瀬島龍三）は、一九八四年七月九日に「小委員会報告」（地方公共団体における行政改革の推進方策）を発表した。それは、同年七月二五日の「行革審」の「当面の行政改革推進方策に関する意見」に全面的にとり入れられている（注1）。第二臨調答申（とくに「基本答申」および最終答申）の内容にそったものであることはいうまでもない。

「行革審」が地方行革推進の意見書を公表した後、二月四日には首相の諮問機関である地方制度調査会が「答申」（地方行政に関する答申）をおこなった。内容は「行革審」の「意見」と基本的に同じものだが、注目すべきは、「地方公共団体が行う自主的な行政改革の指針となるべき『地方行革大綱』の策定」をおこなうことを求めていることである。また、「地方行革大綱」の策定については、二月二九日の閣議決定にも含まれている。この件の閣議決定は以下のとおりである。

「地方公共団体における今後の行政改革の指針となるべき『地方行革大綱』を策定し、地方公共団体に対し、引き続き給与及び定員管理の適正化、事務・事業の見直し、組織機構の簡素合理化、施設等の多角的有効利用等による減量化、効率化を積極的に推進するよう求めるものとする」。

一月二二日の自治省通達は、こうした一連の経過を経て、だされている。地方行革を、国鉄合理化、教育の改悪とともに、「行革」の最大の柱の一つとして推進しようという敵のかまえであることが明らかである。

この点に関連して重要なことは、「行革大綱」は議会の議決権の対象外であること、「推進本部」とともに、これとは別に「民間有識者等」による「推進委員会」を必ずつくるとされている点である。第二臨調の設置そのものが、ブルジョア民主主義、議会制民主主義を否定するものであることはつとに指摘されてきたことであるが、その後の「行革審」の設置は、それをいっそうあからさまにしたものであった。議員は有権者（国民）にももねるから、彼らにまかせておいたのでは福祉切り捨ては十分できない。「民間有識者」を中心とする委員会で答申をつくり、これをマスコミの強大な宣伝力で「世論」とし、しゃにむに推進するというやり方が、第二臨調行革の主要な手法の一つであった。答申がいう「政治の改革」とは、このことである。超法規的な機関をつくって立法機関を形骸化し、ブルジョア民主主義すら破壊しようとする攻撃である（注2）。

この手法を、地方行革にそっくりそのまま踏襲しようというのが、「推進委員会」の設置である。自治省はその「想定問答集」のなかで、小規模町村以外は「必置」すべきこと、「民間有識者」が必ず入っていないければならず、すでに類似の委員会がある自治体の場合も、「民間有識者」が入っていない場合は必ず入れざるべきだと述べている。さらに、「民間有識者」からなる委員会があり、その答申がおこなわれて「行革」の大綱が策定されている場合でも、「答申のための審議以外に、進捗状況報告・実施状況監視のためには、再配置してもらいたい」としている。これは「行革審」と同じ役割をもつものといえよう。

「推進委員会」の設置は、地方行革推進の敵のかまえを示したものにほかならない。地方行革はすでにすすんでおり、今回の自治省指導はたんにハッパをかけたものだけというところでは不十分である。「行革」推進の機関をつくり、中央・地方一体の運動として、とくに下からの運動として、本格的に、そして質的に強化した運動として展開しようとしているのが、これからの地方行革であるところをえなければならぬ。

（注1）一九八四年七月二六日付の自治労文書には、「ここでの表現（二五日の『行革審』の『意見』のこと）は、『地方行政推進小委員会』の臨時行革審への報告にくらべて、かなりトーンダウンしているが、これは、『地方自治の本旨』を堅持した楨枝委員の奮闘に負うところが大きい」とある。だがこれは事実と全く違ふ。小委員会報告はほとんど全文そのまま（はじめの項が一部省略され他の項に入れられた程度）「意見」にとり入れられており、トーンダウンなど少しもしていない。「参加」によって得たものはなにもないが、労働者の「代表」を含めた意見であるという事実だけは生かされている。

（注2）第二臨調行革の手法の特徴の一つは、国民世論は作りだすべきものとしている点である。第二臨調専門委員（後顧問）であった木内信胤氏によれば（『行革を考へる』、善本社）、「行革」は、「国民的コンセンサスと言へるほどの賛成があることを確めた上で、実行に着手すべき」ものである。しかし、この「国民的コンセンサス」とは、作りだすべきもの——「作らなければ、出て来ないもの」（傍点原文、以下同じ）である。ところが、「議会制民主主義」というのは、「国民は意見を持ってゐないのに、意見を訊くという形式をとっており、「虚構の前提」にたったものとしかいいようがない。これは「議会制民主主義」なるものに内在する『深い深い欠点』である」というのである。

「現代の複雑化した社会」では、国民は多くの事柄について、「教へられなければ、意見は持てない」のであって、「どう教へるかが重要である。だから『国民的コンセンサス』を作るには、まず「ごく大まかな」ことを語ることであり、そうすれば「必ず国民は興味

を持つだろうし、理解も得られる」。その上で細かいことに入っていくべきだ、としている。

これをやや具体的にいえば、次のようになる。『今、国の財政は大へんな赤字である。それはムダ使いが多いからだ』。『公務員は賃金が高い上に、ヤミ・カラをやり、働きも悪い。また、福祉ばらまきは「乱診乱療」にみるようにムダが多い。これらを改革しなければとんでもない増税になると思いますが、そうは思いませんか』。こうした形で「世論」を誘導し、一定のアンケート調査をやり、細かい「解決策」を示すというやり方である。

本内氏は、こういうやり方を「最高に能率のいい国民教育」だといい、「議会制民主主義の改良」だともいっているのである（引用の仮名使いは原文のまま）。第二臨調や「行革審」は、おおむねこういう位置づけで設置されたといつてよい。それは「国民教育」の機関、「議会制民主主義の改良」の方策とされているのである。第二臨調は現代の枢密院、議会制民主主義破壊であるというのは、まったく正しい批判である。

公務員は一握りの官吏でよい

地方行革は当面、清掃や学校給食等、現業の切り捨て、民営化・民間委託の問題としてあらわれている。現業合理化は、自治体労働運動の当面の最大の問題である。しかし、地方行革はこれにとどまるものではない。もちろん、ここ数年全般的にわたる定員削減、事務合理化がすすめられているから、地方行革は現業合理化だけだと考える人は少ないであろう。しかし、敵のねらいは一般に考えられているより、もっと本格的であり、はるかに徹底したものであることは、この際強調しておかなければならないように思われる。

財政「危機」や「行革」の本質についてはすでに幾度も述べられており、ここでくり返す余裕もない。一口にいうと、国家財政（中央と地方を通じる）の「赤字」の累積は、独占奉仕の財政政策からきている。「行革」は「財政再建」に名を借りて、ブルジョア独裁の国家機構を再編強化し、それにあわせて国民の意識を改造しようとする運動である。第二臨調答申をみれば分るように、「行革」の柱は「行政の役割の見直し」と、それに応じた「国民と政治の意識と行動の改革」とされている。ごく簡単にいうと、国の「本来」の業務は「外交、経済協力、防犯」（財界の研究機関である産業計画懇の「提言」では「国防、外交、治安」とされている）である。「農業、社会保障、文教」などは国（行政）の本来の業務ではない。ブルジョア国家の本来の役割りは、軍事力を増強し、治安を確かなものとし、独占資本が原料を輸入し、商品や資本を輸出するための良好な条件をつくること（外交、経済協力）である。国の財政はこういうことに主として使うべきであって、福祉や文教のために使うのは本来の姿ではない。これは最小限に、つまり階級支配の維持にとって必要最小限のものに限られるべきであるという主張であり、そういう方向に「国の歩みを変える」ことが「行革」である。

財政が「赤字」だからムダをはぶかなければならないという時、「行政の役割」にとつてのムダとは、臨調答申の言葉でいえば、「農業、社会保障、文教」等の支出であり、当然、これらの支出を削減することだということになる。だから、推進者たちにとっては、軍拡と福祉切り捨ては少しも矛盾したのではなく、「行革」の本当の姿ということにな

る。資本主義の危機が深まっているだけに、ブルジョア独裁の国家機構の再編強化はよりいっそう必要だという論理である。

こうした方向で「行政の役割の見直し」をおこなっていけば、公務員のあり方についても当然変化がでてこなければならぬ。臨調答申の底に流れている考え方をつきつめていけば、公務員は税金の徴集、戸籍管理等の公役務に直接関わる者、警察官や監獄等の公権力の行使、これらの企画調整を行う者に限るといふ方向になっていく。こういう方向に「見直し」がすすめられていくとすれば、地方行革も現業合理化だけに終るわけはなく、公務員の徹底的な削減になっていくのはさけられない。公務員は以前の官吏のように、一握りの人々でいいということである。

宅配便にみられるように、小包の多くはすでに民間業者の仕事となっている。郵便のほとんどは国の仕事である必要はないというのが、「行革」推進者たちの考えである。これと同じく、清掃や水道等の現業はもとより、病院や保育所等も公立である必要はないのだから、公務員である必要はさらさらない。会館等の公共施設の日常業務はパートやボランティアにまかせるという方向であるから、公務員はこれを統轄管理するごく一握りの人間で十分だということになる。それだけではない。国、地方を通じて、例えば保険等の業務はOA化され、それらが民間委託される方向である。寝たきり老人の介護等の分野にまで民間業者がすでに進出している。臨調答申の論議にみられるように、教育の分野ですら自由化・民営化の方向がめざされている。乱雑にいくつかの事例を並べたが、「行革」がめざす方向は、現在の、いわゆる公務労働の多くを切り捨て、民営化ないし民間に委託し、公務員をきわめて少数に限定していくことである。重ねていうが、地方行革は現業合理化に終るのではなく、それが始まりであり、徹底的な人べらし合理化の開始である、ということである。

地方行革の重点項目

自治省は、地方行革の重点項目として七点をあげ、それを中心にして各自治体は「大綱」を策定し推進せよとの指導をおこなっている。これらは三年間でやっていく内容とされ、当面の「行革」の項目にすぎない。すでに述べたように、自治省が重視しているのは、「民間有識者等」が参加する「推進委員会」の設置である。これは答申のための委員会であるだけでなく、「進捗状況報告・実施状況監視のため」のものである。第二臨調解散の後、「行革審」が設置されて「行革」の進捗状況が監視され、督促され、継続的な運動になってきているように、「推進委員会」の設置は、地方行革を長期にわたる恒常的な運動にするためのものである。今年の八月までに多くの自治体で「地方行革大綱」が策定されるとすれば、「推進委員会」は、三年間に行われるべき「行革」の進捗状況を監視し、督促する機関となるだけでなく、「行革審」のように、その後の「行革」を推進する中心機関になっていく可能性がある。推進者たちは恐らくそれをねらっているであろう。だから、「大綱」の策定は地方行革の最終目標の確定ではなく、その本格的スタートを意味している。この点をもう一度強調した上で、最後に、自治省が掲げた七項目の「地方行革の重点事項」を参考までに（紙面の都合でその要旨だけだが）紹介しておこう。

一、事務事業の見直し

地方行革の推進に当たって、行政の責任領域に留意し、事務事業について絶えず見直しを行い緊要度の高いものを選別し、効率的に実施することが必要である。行政が眞に責任を持つべき分野を再点検し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率に配慮し、徹底した整理合理化を進めること、としている。

二、組織、機構の簡素合理化

局部室課等の統廃合と整理合理化、新增設の抑制。出先機構の統廃合。各種審議会の統廃合、委員の削減。公社等の外部団体の統廃合等を掲げている。

三、給与の適正化

その速やかな適正化は緊急の課題として、以下の点を掲げている。

- (1) 給与水準の是正。いわゆる「わたり」、昇給期間の短縮等の是正。
- (2) 国の支給基準を上回る期末、勤勉手当及び特殊勤務手当等の是正。
- (3) 退職手当―国を上回っているところは是正する。勤務加算、役職加算等の廃止。
- (4) 職員給与等の公表―より多くの住民に理解されやすいものとなるよう一層の努力を払うこと。

四、定員管理の適性化

(1) 各地方公共団体は、定員の削減率又は削減数及び計画期間を定めた定員適正化計画を策し、実施すること。国の削減計画（一九八二年から五年間で五％）を参考にすること。

(2) 事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、O A化等事務改革の推進等を積極的に進め、眞に必要とされる行政需要、施設の新設等についても、原則として職員の配置転換によって対処すること。

(3) 研修の充実等職員の能力開発に努め、小集団活動、提案制度等を通じ職員の創造的能力を活用するとともに、適材適所の配置に努めるなど人事管理の適正化を図り、公務能率の向上と少数精鋭主義の徹底に努めること。

(4) 定年退職後の補充の極力抑制。

五、民間委託、O A化等事務改革の推進

(1) 事務事業の積極的民間委託の推進。

(2) O A化の推進。

(3) 職員参加による事務能率向上運動。

六、会館等公共施設及び管理運営の合理化

新設の抑制、類似関連施設の複合化、民営化の促進、民間委託、パートタイマーの活用、ボランティアの活用。

七、地方議会の合理化

（なお、地方行革の具体的内容については本稿ではふれなかった。すでに本誌には、具体的な攻撃とたたかいが報告されているが、さらに各地の報告がおこなわれることを期待したい）

八五国民春闘と教育臨調

— 反行革、反臨教審のたたかいを職場から —

大衆不在の祭典 八五春闘

『春闘と教育臨調』というテーマを前にして、実のところ当惑している。六月臨教審、第一次答申が出されようとしている。そして、三、四月には春闘がたたかわれる。この時こそ日教組は、日本の教育を破壊しようとしている教育臨調とのたたかいを、全労働者の闘争に結合させる好期といわねばならない。

しかし、現実には、そうではない。八五春闘は職場労働者の怒り、不満をよそに、大衆闘争不在の祭典として処理されようとしている。

二月七日、総評臨時大会で、全農林、日教組等から、四月上旬、官民一体の集中決戦が提起された。当然のことである。しかし、結果は戦線は分断され、官公労は民間のたたかいの終わったあと、下旬にたたかうことになった。

全民労協は、官公労と共にとたたかうことを忌避しているというのが主な理由である。総評という統一組織が全民労協の結成により分断されている。自らの意志で、統一闘争をくめないというのは、まさに悲劇というよりはかはない。そして、『民間集中決戦?』は日経連、全民労協共通の経済整合性理論により賃上げ額が決定されることになる。官公労は、民間準処の基本原則にしたがって、その枠内におさめられる。このスケジュールを、闘争と呼ぶことができるであろうか。

二月一三日、日教組全国委員長・書記長会議で、春闘について論議した。中小路書記長から、上記の方針が提起された。しかも、四月下旬、公務員共闘統一闘争、最大の山場は二九分ストという。教師聖職論にたち、全民労協を批判すれば、ことたれりとする共産党系諸君の批判は別にして、「官民一体集中決算を追求しろ」という意見が強く出されたのは当然のことである。しかし、全民労協に分断されている現実の壁の厚さを知っているだけに、しらしさがただよっていたことは否定できない。

戦線の分断と、たたかいの後退を、どこからおしかえしてゆくべきなのか。ともに考えてみたい。

反行革統一闘争の強化を

春闘をこのように崩壊させ、日本の労働者の生活を破壊している攻撃の本質は、すべて行革に凝集している。この本質を明らかにして、反行革闘争を当面のたたかいの環に位置づけ、展望を見出すこと以外に、現状を変革してゆく道はない。

いま、国労、自治労、日教組にかけられている行革攻撃は、すでに実験し成功した手法の集大成である。六〇年代の高度成長期に日本の民間大企業労働組合は、職場を破壊され労働者一人一人が、資本により再編成された。その結果が、今日の全民労協である。いま、財界、中曽根は、実験済みの成功したこの労働者支配の手法を行革という看板のもと国民的規模で、全社会的にすすめようとしているのである。

行革は、福祉国家から、軍事国家への国家改造計画である。民生、福祉、教育を切り捨

て、巨大独占資本の市場を確保するため軍事経済への移行を目的としている。そのためには、最大の抵抗体、総評を解体し資本に従属させねばならない。八一年、第二臨調が結成され、八三年最終答申が出されるまでの軌跡はこのことを如実にものがたっている。その詳細の日程を記す紙数は少ないが、この三年間になされたことは、全民労協の結成と、国鉄の民営分割、国労の解体であった。

臨調発足当時、行政管理庁長官であった中曾根が、「国鉄問題を処理すれば、行革は、九〇％成功したことになる」といったことが、現実のものになったのである。そしていま、教育臨調により日教組、地方行革により自治労を破壊しようとしている。総評約五百万中、全民労協加盟約九八万、未加入五五万、官公労三百万である。全港湾、全国一般等未加入単産は官公労の主力、国労、日教組、自治労の闘いを信頼し、全民労協加入に抵抗し、激しい攻撃にさらされている。この三単産が闘争力を失ってゆくなら、総評解体は一気にすすめられるだろう。それは、憲法改悪、軍事国家への移行を意味する。一二十万人の首切り直面に直面する国労のたたかいを中心にすえ、日教組、自治労が反行革闘争に結集し、活路を見出し得るか否かは、日本の労働者、国民の将来を決定することになる。

臨教審は何を答申しようとしているのか

「三人に一人の首切り」、八一年の第二臨調発足当時、国労指導部の中枢にある人にすら今日の事態を予想できなかったとき。いま日教組が教育臨調を一般的教育問題としてとらえるなら、とりかえしのつかない事態におち入る危険性がある。日教組六〇万人中、二〇万人が職場を追われることになりかねない。

この攻撃は、「教育」の看板をかかげた日教組破壊の政治攻撃である。この本質をまず全日教組の共通認識とすることが重要であろう。そのやりかたは、第一に生徒にたいする能力主義教育である。第二に、教師にたいする能力主義管理である。

臨教審第一部会は、二月九日～一二日、全委員、専門委員が、集中合宿討議をおこない、六月予定の第一次答申の原案を審議した。部会の審議を終始リードし、答申案原案作成者と予定されている香山健一氏の提案は、臨教審の基本方向を明示している。

(1) 企業、官庁採用人事評価における私学、私塾をはじめとする多様な民間教育機関の積極性評価

(2) 国公立大学の学校法人への移管、民営分割私学化、高等教育制度を官学中心から私学中心に、八五～九五年の一〇年で完成

(3) 共通一次廃止、国数二教科、高校学力検定試験の実施

(4) 専修、各種学校に、現存の公私立学校と同様の資格を与える

(5) 公立校にも、中高一貫六年制学校設置

(6) 高校では、修学年限、学歴等大幅に自由化、資格試験制度整備

(7) 義務教育の自由化、四年間の教育をどこでうけるかは学区、私塾、学歴を含め弾力化する

天谷第一部長による「教育基本法のみなおし」（資料参照）、総会の大多数の委員の主張する「規範教育」「教育の資質向上」等を総合すれば、臨教審は何を答申しようとしているのか、ほぼ想定される。

それは行革の基本方向、軍事大国、技術立国に必要な人材養成計画の全面的推進である。

この労働力商品をつくるため、教職員の管理統制、日教組破壊が当面の課題となる。

能力主義教育

いま、日本の巨大資本はME・OA導入による熟練労働の解体、単純作業化と平行し先端技術産業の開発により、危機を打開しようとしている。

前記、香山提案「教育の自由化」は、財界の要請を忠実に具体化したものに外ならない。京都座談会の「七つの提言」(次号、資料参照)と、趣旨は同一である。公的規制を排除して、経済的、文化的、身体的諸条件の格差を無視し、幼時から徹底して競争させる。行革の理念「新自由主義」競争という名による弱肉強食の思想である。教職員を同様の理念のもと、相競わせる。競争の基準は「資本の要求する能力、学力」である。

七一年中教審答申は、この能力主義教育を鮮明に提起した。しかし、それは、「国民全階層の中から、ハイタレントを発見、開発する」という思想であった。この差別、選別の教育が日教組競争力弱体化と平行し、組織を蚕食し、今日の「教育荒廃」をまねいている。臨教審の能力主義は、さらに徹底したものである。非科学的な、能力遺伝説にもとづき、幼時から子ども選別し、ハイタレントを養成し、中高一貫教育、民間超エリート大学で教育しようとするものである。大多数の子どもは調理、理容、経理等、各種学校に、中、高卒業資格を賦与し、吸収を計る。

その結果、公立学校は衰退産業として生徒が減少し、民間、私立学校に吸収され、資本投下がすすみ、その繁栄が計られることになる。

ローカル線切り捨て、新幹線依存政策により、いま国鉄は、三人に一人の首切りに直面している。エリート養成、底辺層の子ども切り捨ては、日教組組合員の大量の首切りとなることをしっかりとつかまねばならない。

能力主義管理

高度成長期、日本の拠点産業を制圧した能力主義管理、小集団活動は、いま教職員、公務員労働者に全面導入されようとしている(本誌、前論文参照)。

すでに、七一年中教審答申による人材確保法、賃金細分化(五段階賃金)、下級職制配置(主任制)は、日教組の職場を蚕食している。

鈴木東京都知事は、全国に先がけて八三年「活力懇談会」をつくり、八四年五月最終答申をうけ都労連に具体案を提起した。その内容は、職務職階級、賃金細分化、下級職制配置、勤務評定による特別昇給、提案制度、小集団活動、分割民営化、まさに絵に書いたような能力主義管理である。都労連は、数波のストライキ闘争をたたかい、八五年度ははねかえしたが、八六年、再度の攻撃が予想される。「公務員制度改革」は、六〇年、全日教組、自治労に襲いかかることは必至である。職場反合理化、反行革闘争を、最大の課題として、たたかうときである。

教職員統制は、これにつきるものではない。臨教審委員曾野綾子氏の発言は、特徴的である。「教員ストが教育荒廃を深化させている」と。かつて、人確法制定のとき、田中元首相、自民党文教部会は「教員身分法制定」を意図していた。教師は「専門職」「聖職」である。ゆえに、一定年限のインターシップを導入、ストライキ禁止等を内容としていた。いや、臨教審で、この問題が浮上してきている。攻撃は、日教組に集中している。

ローカル線を切り捨てるな

与えられた紙数はつきた。反撃のたたかいは、いずれ稿を改めて書きたい。ただつけ加えたいことはたたかいのなかみである。

いまの日教組が、このままの理念と、姿勢で「草の根教育運動」をつみ上げれば良いということにはならない。すでに、七一年中教審答申以来の攻撃で、能力主義教育、管理に蚕食されている現状がある。全民労働トヨタ自動車労組等と、よくもここまで似ているものだと思われる組織も生まれている。

まさに、教育工場を思わせる学校で、みごとに管理された教職員が、生徒の品質管理をおこなっている。主任を中心にした小集団活動で、生徒を受験競争にかりたてている。

その結果は、どうなるか。切り捨てられる子どもは増え、自殺、自閉症が発生している。まさに、ローカル線、地域住民切り捨て、新幹線依存である。ゆきつくところ一部のエリートを養成し、九九%の子どもを切り捨てることになる。

子どもの切り捨ては、教師の職場切り捨てに発展する。いま、必要なことは、七一年中教審答申とのたたかいの総括、差別、選別されている子どもを教育の中心にすえ、能力主義教育とたたかっている職場、組織の闘争を、理論的に整理し、全日教組に発展させることである。

このたたかいは、能力主義管理とのたたかいはなくしては発展し得ない。都高教は、主任制反対闘争を春闘最大の課題として、毎年四月たたかってきた。日教組も、久しぶりに全国統一闘争として、三、四月主任制反対闘争をたたかうことを中央委員会で決定した。まづここから、反臨教審のたたかいをすすめてゆこう。

このたたかいの実践の上にたつて、国労、自治労をはじめ地域の労働者、父母と語り合、たたかいの輪を拡大、発展させること。その成否が、反行革春闘再構築のかぎとなるであろう。
(「教育労働運動通信」第八号より転載)

資料 臨教審第一部長 天谷直弘(一九八五・二・九) 二十一世紀の要請する教育

この論文との関連で二つの資料を紹介します。臨教審(臨時教育審議会)の論議の動向をみるうえで、興味深いものです。

一つは、天谷直弘第一部長の提起「二十一世紀の要請する教育」(二月九日)十一日、埼玉・嵐山町での合宿集中審議へのペーパー)で、国民を「総ドングリ」と侮蔑しながら、現在の教育をどこにもっていかうとするかをよく示しています。もうひとつは「自由化」論の一導火線だといえる京都座会「学校教育活性化のための七つの提言」(八四年三月)です。これは紙数の関係で次号に掲載します。

1 文明の変化を起す要素

技術・システム・価値観・倫理/その最適結合が歴史を動かす。

△文明の中核技術▽——△システム・価値観・倫理▽

蒸気機関(石炭文明)——機械所有および利用の独占/ブルジョア・デモクラシー、

レッセ・フェール／専制権力の排除 法の前の自由・平等（うちで植民地支配、労働者搾取）／勤勉・克己・合理・責任（ブルジョアジー）／勤勉・忠実（労働者）

内燃機関／電動モーター（石油・電力文明）——機械所有及び利用の民主化／産業民主主義、独占禁止、労働組合、福祉国家、大量生産、大量消費／自己責任・自己規律の緩和、平等と博愛の重視／「自分は正しい、社会が悪い」という考え方の抬頭、自己責任原則の裏返し、ミーイズムの抬頭

日本では、自己責任原則がきびしく貫かれない反面、ミーイズムも目下のところは、欧米ほど強くあらわれていない。

C&C 技術（情報文明）——情報へのアクセスおよび利用の効率化と民主化、物的資本よりも情報資本の比重増大

情報資本の中核は、自由で豊かで個性的、能動的、創造的な個人、と情報社会の中核は、自由で豊かで個性的な「分衆」の存在

情報社会のシステム、価値観、倫理のあるべき姿については目下のところ不分明。しかし以下のような傾向が強まる……

模倣より創造、平等より自由。量より質。／人なみより個性、画一より多様、広さより深さ、豊かさより美しさ、大衆より分衆 ミディアム・ソサイエティ（話のわかる仲間）の発展

2 文明が要請する人間の資質

戦後の日本では、隣に負けるな、追いつき追いこせ、勤勉、猛烈、量的成長、外延的拡大、形而上より形而下、美より実用——こういう価値観と倫理観を抱いた大衆が大量に存在していた。日本はモレッドングリのせいくらべ社会である。この日本社会の特質を比類ない純粹さで培養した場所こそ、小学校から大学に至る日本の学校社会である。

ドングリには個性がない。ドングリのせいくらべを判定する物指しは、ただひとつしかない。いわゆる偏差値である。すべてのドングリは、この偏差値競争に参入する義務を有し、その機会の均等を保障されている。競争の成果は、個性の薄いモレッドングリの大量生産である。歴史のなりゆきと人為的政策と両面から推進されたこの一億総ドングリ化は、二十世紀文明の構造ならびに日本経済の発展段階に照らして、きわめて適切なコースの選択であり、その結果、経済面で奇蹟的大成功をおさめることができた。教育政策がこれに大きな貢献をしたことは疑問の余地がない。

しかし、この二十一世紀の成功の原因が二十一世紀の成功を保障することができるだろうか。通常、失敗は成功のもとであり、成功は失敗のもとである。私は、「モレッドングリのせいくらべ社会」は、二十一世紀において文明不適応症を起すおそれがきわめて大であると考えている。しかるに世間では、この日本の教育の特質と欠陥を認識しない議論が多く行われている。二十世紀でよかったことは、二十一世紀でもよいことだと考えている。これは、日露戦争で成功した戦法は、太平洋戦争でも成功するに相違ない、と考えた石頭の帝国軍人と同類の発想である。

二十一世紀の日本が特に必要とするのは、次のような資質と能力を有する人間である。

①先頭に立つ能力 追いつこうとしている人間には選択の自由がない。与えられた目標を猛烈に追うことが美德である。先頭に立つ人間には、選択の自由がある。天国に至る道

と地獄に至る道を選択する自由がある。故に自由は重大な責任を伴う。不自由であることの安易に慣れた者は、自由であることの困難を理解せず、これにたえることができない。このような人間が二十一世紀のハンドルをさばくことはできない。今日の教育は、自由と自由に伴う責任の重さを教えていない。

② 自他を判断する能力 先頭に立つ者は、自分を知り相手を知り、状況を判断する能力を持たなければならない。固定観念に支配されず、空気に動かされず、条件反射的行動をせず、事実を正確に認識し、長短軽重のバランスを判断しなければならぬ。このような能力を減殺するためにもっとも有効な方法は、クイズ的試験で若者を忙殺することである。

③ 自己を表現する能力 今や日本は、国際社会の舞台の中央近くで演技する立場に立っている。したがって、自己を表現する相応の能力を持たなければ、観客の失笑を招くこととなる。今日の日本人は、国際社会の場において、自己を表現する能力がいちぢるしく低い、世界最低と言っても過言ではない。「モーレツドングリ」は、閉鎖的なドングリの仲間社会でしか、自己を表現するすべを知らないのである。したがって、国際的場においては……「沈黙ドングリ」になるか「無作法ドングリ」になるかのいずれかである。今日の教育は、国際的場における「ドングリの悲惨」を改善するための方策を講じていない。

④ 普遍と特殊を知る能力 個性、地方性、民族性は、それぞれの特殊性を有する。個人、地方、国家がその「アイデンティティ」を保つためには、それぞれの特殊性を大切にしなければならぬ。それぞれの特殊性を大切にし、相手の性格や立場を理解し、それぞれの特殊性の深みを凝視する時、特殊性の奥に普遍性が存在することをわれわれは認識する。地球が小さくなり、あらゆる分野と段階で相互依存関係が増大している時、われわれはこの普遍性の認識を大切にしなければならない。

普遍性と特殊性を相反する価値と考えるのは誤りである。特殊性の奥に普遍性があるのであって、特殊性の上に普遍性があるのではない。しかるに左翼系の学者や教師には、幻想的普遍性をふりかざし特殊性を無視しようとする傾向がある。右翼系の学者や教師には、逆の傾向がある。日本の特殊性と国際社会における普遍的価値およびルールとのバランス感覚を養うことは、教育における重大事であるが、今日の教育がこの点に関して十分な注意を払っているとは考えられない。

⑤ 創造力 創造力とは、既存の知識や概念に拘束されない能力である。原則には必ず例外があるに相違ないと信じ、その例外を発見しようと努力する能力である。先頭に立つ者は、創造力を持たなければならない。学校という「四角四面のやぐらのなかで」、○×試験に最高の成績をあげる者に、どうして創造力を期待することができようか。ニュートンもアインシュタインもエジソンも、今日の日本の試験をパスして、名門大学を卒業することとは不可能であると確信する。今日の学校教育から創造力を求めるのは、木によって魚を求めると如くである。

⑥ 内面的規範にしたがう能力 人間に自由を認めることによって、人間社会に巨大な遠心力が発生する。人間社会を維持するためには、この遠心力に対抗する求心力が必要である。求心力の根源は、個人の行動を内面から制約する規範力である。一神教の社会では、この規範力の淵源は神にある。日本の伝統的社会では、共同体(ムラ)と先祖の霊が規範力の源泉であった。戦前の日本社会では、天皇が規範力の源泉として大きな役割を果たした。

戦後の日本社会では、企業が共同体（ムラ）的性格を帯びたため、規範力の有力な源泉となった。しかし、企業が終身雇傭制を維持することは困難になりつつあり、したがって、企業の共同体的性格は低下し、その倫理的影響力も、今後低下せざるを得ないであろう。これを要するに、二十一世紀の日本においては、人々を内面から制約する規範力が低下するおそれ大きいのである。

交通手段が多様化し、交通量が増大すれば、交通規則と交通道徳はますます明確化されなければならぬ。同様に、価値観が多様化すればするほど、社会が明確な倫理規範をもつことの必要性は高まる。しかるに、今日の日本社会はこの要請に逆行している。日本人の心のなかにおける倫理規範を強化するために、だれがなにをなすべきか、私はその答を知らない。教育に過大な期待をかけることは多分誤りであろう。しかし、この課題に対して今日の教育の対応が不十分なこともまた明かである。

3 教育基本法の「見直し」

教育基本法に言う「人格の完成」の内容に関して、明確な国民的合意があるとは考えられない。しかし、上に述べた六つの能力の陶冶を重視しないような教育を、「人格の完成」を目ざした教育と言うことはできないであろう。これまでの教育を評するならば、主観的意図はともかくとして、結果から判断すれば、「人格の完成」ではなくて、「無人格の完成」の方に進んだと言わざるをえない。

今日の教育において、機会均等の原則はきわめて忠実にまもられているが、遺憾ながら、個人の尊厳、人格の完成という大目標は、山のあなたの空遠くに置きざりにされてしまっている。教育基本法が「見直さなければならぬ」ゆえんである。

4 「眼高手低」のアプローチ

上に述べたような、今日の教育の「ドングリ・シンドローム」を克服するために、なにをなすべきか。機会均等のかげにかくれて、これまで忘却されてきた人格の完成という大目的を再確認することが、ふみだされるべき第一歩である。人格の基礎は個人の尊厳、個性の尊重の認識である。個人の尊厳を実現するため絶対不可欠の規範は自由・自律・自己責任である。今日の教育制度と教育内容は、この基本的価値観から逸脱しているものが少なくない。深い反省が必要である。

教育の基本目標を修正した場合、これに対するアプローチをどうするかが、次の大問題である。登山家は目標を選び、次いでルートを選び、次いでベース・キャンプを築き、以後順を追ってルート上にいくつもキャンプをきづき、尺取虫のように目標にアプローチする。教育目標に関しても、同様の慎重なアプローチが必要である。他方、慎重の名の下に現状に安住しようとする怠惰な保守主義はきびしく排撃されなければならない。

「教育労働運動通信」第八号発刊

お申し込みは「社会通信社」まで

◇千葉からの報告◇

国労と連帯する反行革統一闘争を強化しよう

いよいよ行政改革攻撃は、全面的なそとして体系的な攻撃として、妥協を許さない攻防となっている。労働者階級と社会主義政党にとって、反行革闘争をねばり強く、確信と展望をもってたたかいつづけることができるかどうかは、日本の現在における階級闘争を前進させるか、大きく後退させてしまうかの分岐点ともいえる。とくに、国労のたたかいは第二の三池闘争である。しかも、国労は全国組織であり、ねばり強くたたかえば、同じ行革攻撃にさらされている教組、自治労をはじめ、眠りこまされながらも不満が増大している労働者に勇気を与え、ともに立ち上がる条件が拡大する。しかし、逆に国労が反行革攻撃を「制度、政策」要求に転換したら、総評をはじめ日本労働運動の後退、右傾化はますます加速度を加え、立ち上がる条件をいっそう困難にする。

しかし、国労を支援し連帯しなければならない党中央も総評も、迫力ある指導方針を持っていない状況にある。

そんな状況を打ち破って、下から反行革闘争を強化しよう——という方針の下に社会党千葉県本部（渡会俊蒼委員長）は「八五春闘勝利・国労に連帯する反行革労働者交流集会」を四月一三日（土）午後一時から千葉市市民会館で開催した。

八〇〇人を越す労働者の結集のなかで、たたかいの基調（資料参照）が提案されたあと、特別報告として国労千葉地本・本吉好夫委員長が、国労攻撃の実態にふれたあと、三項目提案は妥結したけれども、国労のたたかいはこれからであり、連帯を強化してたたかっていくと結んだ。

その後、教組、全通、京成、自治労、全農林、全たばこ、全競労働船橋競馬、全電通などから行革、合理化の実態が報告された。いずれも賃金抑圧、人べらし、そして権利侵害、組合否定の攻撃が共通して報告され、統一闘争の条件は拡大していることが確認された。講演として坂本守氏（千葉・社会党のあゆみ）の著者）から、行革攻撃は「社会党の骨抜き、労働運動の終焉を狙った攻撃であり、ファシズムにつながる本質を持っている」と話されたあと、集会宣言、団結ガンバローで散会した。

党千葉県本部は、今後各市段階でも行革攻撃にさらされている国労、教組（千教組、高教組）、自治労を中心に、反行革闘争をたたかえる組織をつくり、地域から闘いの強化しながら、国鉄再建法が上程される予定になっている秋には、大きな県民運動として発展させたいと願っている。

（この集会が、党県本部と党員協の主権になったのは、千葉県労連は、その構成労組に行革に賛成するものがあるため「反行革」の方針を出さない。その結果党単独で開催したものであり、当日は来賓としても県労連代表のあいさつはなかった）

資料 反行革統一闘争を強めるために（闘いの基調・抜粋）

一、千葉県下の行革の実態

千葉県は、戦後の高度成長の先端を走った県であり、京葉臨海工業の造成は、好景気の

ときには多くの労働者を吸収した。しかし、七五年以降の深刻な不況に伴って、基幹産業は合理化され、労働者は急速に減少した。たとえば昭和電工市原工場は、一四〇〇人いた労働者が現在では四〇〇人以下となっている。新日鉄、川鉄石油コンビナートなど、第二次基幹産業労働者に対しても、軒並み人減らしが進行した。

現在進められている行政改革攻撃の前段として、民間企業において不況を利用した減量経営が進められていたのである。

そして現在強行されている行革攻撃は、国鉄に集中的にあらわれた。すなわち駅の無人化、小荷物取扱いの廃止とともに、県内では木原線の廃止、続いて久留里線の廃止まで計画されている。これは当然のことながら、労働者の削減と利用者の不便さを伴ってくる。この責任を労働者に転嫁させるため、赤字の責任は労働者にあるかのように、国鉄労働者は「タルミ」「働かない」と徹底的に攻撃した。

さらに現在の情勢は、一層攻撃が強化されて、職場における権利剥奪、労働運動の破壊が強行されている。その上、あらゆる職場で過員がくり出され、仕事を与えない攻撃が進められている。その一方で労働時間の延長、労働密度の過重となっている国鉄の運転職場は、食事時間も便所に行く時間もとれない状況となっている。これが分割民営化をめざした首切り三項目（出向・配転・若年定年制）の職場における実態である。

行革攻撃は、国労に対する攻撃が頂点となっているが、それだけではなく、あらゆる職場にかけられている。中でも教育・自治体に対する攻撃が一段と厳しくなっている。すでに教育臨調の下で教育統制が強化され、学校現場の管理体制はますます厳しさを加えている。現在千高教組が闘っているだけでも不当配転、不当処分、校長の慣行破壊、現行職員の身分保障など職場闘争が山積している。

そして、人口急増県であった千葉県も、人口増が鈍化し始めるに伴って、幼児から児童、生徒と順次人員が減少する。それに伴って小学校教員が過員となり、この教員を中学校教員に振り替えることによって急場をしのいでいるが、順次中学校、高等学校と生徒数が減少するので、根本的解決にはならない。そのため県教委は、高等学校に一年間の非常勤講師制度を作ろうとしている（減少を始めるのは、中学校は八七年から、高等学校は九〇年度から）。このように、教育職場でも不安定な状態が拡大されようとしている。

これから大きな行革の対象とされているのが自治体である。自治省通達によって「地方行革大綱」を作れと指示された（沼田知事は直ちに県庁内に行革推進本部を設置）。その内容は、賃金抑圧、人員整理とともに学校給食を先頭にして現業職場を民営化する狙いをもっている。そして各自治体に補助事業の割カット（県だけで九〇億円）を強要している。赤字の責任を自治体に押しつけようとしている。県下の多くの市町村も不満を持ちながらも国・県の指導と恫喝によって行革に従う方向に動いている。職員の新規採用の中止や、人勤の不実施、下請け民営化の方向は進められている。

国鉄・教育・自治体だけでなく、すでに民営化された電々職場では、サービス業として能率を上げるため、接客態度を強要されているし、進展する合理化の中で人員削減が進むことは必至である。

専売公社からたばこ産業株式会社となったため、全たばこ労組となった旧全専売には、稲毛工場を約半分にする縮小案が提案されており、労働者の不安は増大している。

郵政事業のうち、貯金・保険事業の民間移行も狙われている。

全農林職場にも統廃合の攻撃が強化されており、人員削減の合理化攻撃は一層進められ

ている。また、競争関係労組には、収入減を口実に、大幅な人減らしと賃金抑圧の攻撃がかけられている。

以上のように、県下でも行革攻撃によって民間職場だけでなく官公労・公労協の中にも労働不安、生存の不安が拡大する厳しい情勢にある。

三、闘いの方向

行政改悪は、具体的にあらわれた場所では、誰でも反対する内容である。労働者にとっては、賃金抑圧、人べらしであり、勤労国民にとっては、福祉・教育・医療・年金等の切り下げとなる。しかしその不満は拡大しながらも、大きな闘いとして前進していない。その原因の主たるものは、不況・赤字・財政悪化であれば「仕方がない」とあきらめさせられている労働者が多いからである。

われわれの闘いは、ここから始めなければならない。不況・赤字は労働者の責任ではない。ここから闘いを作っていく以外にない。二兆円を超す国鉄の赤字の責任は、労働者にはない。国鉄を喰いものにした独占資本とそれを手助けした政府・自民党にある。この明白なことすら労働者の責任にされて、すべての犠牲を強要される。この不当性を強調しなければならぬ。労働者に責任がなければ、当然のことながら一人の労働者の首も切らせない——この方針が基本である。不況・赤字の責任は労働者にはない。したがって一人の首も切らせない。現在国労が闘っているこの二つの基本方針を全労働者の闘いに拡大していくことが、われわれの第一の任務である。

特に国鉄問題は、七月には再建管理委員会の本答申が提出され、秋の国会には再建法案が上程され、本格的な審議がなされる日程となっている。本年の秋から来年の秋にかけての最大の闘いである。この日程と結合して、秋に最大の闘いを盛り上げるため、行革攻撃の標的にされている国労・千教組・高教組・自治労の四単産を中心にして、交流・学習を基礎に共闘体制を地域にも拡大していく。四労組以外にも行革攻撃の本質は同じであるので、さらに多くの労働者の課題にしていく努力をほらい、各総支部単位に労働者とともに「国労支援、行革に反対する〇〇共闘会議」（仮称、名称にはとらわれず）を結成していく。

さらに反行革闘争は、地域住民との共闘の課題にも拡大する。木原線廃止反対の闘いは、沿線住民を巻き込んだ闘いであり、学校給食民営化反対の闘いもPTA等との共闘のできる条件であるし、児童生徒の減少によって教員が余るようであれば、今こそ「四〇人学級」を実現させて、行き届いた教育を実施させる方向に変えるチャンスでもある。この場合でも財政状況が苦しいのだから——といって後退したら闘いにならない。

国鉄・教育・自治体にかけられた行革攻撃は、とりもなおさず政治闘争の課題でもある。われわれ共闘としては、この点をふまえて県本部に「反行革闘争委員会」（責任者・書記長）を設置して国労・日教組・自治労の各党員協との連携を深めるとともに、自治体議員との結合も強化して闘いを強化する。各総支部においても、同様の体制をつくっていく。

この県本部の取り組みの上で、中央本部に対しても国労闘争、反行革闘争を強化することを要請するとともに、その政策にも誤りがなく、十分現場で闘える内容にすることを要求していく。

資料 全民労協「連合組織構想検討委」メモ(全文、一九八五・四・二二)

ナショナルセンターの機能と役割

- 1 民主主義制度を擁護し、自由、平等、平和、公正が完全に実現される社会をつくるため国民的(市民的)立場から社会的責任と役割を果たす。(また、労働組合の諸権利を確立し、自由な労働組合を拡大、確立する。)
- 2 労働戦線の統一をすすめる、未組織労働者の組織化、加盟組織の拡大と充実強化をはかる。また、加盟組織相互間の協力を推進し、必要に応じて調整をはかる。
- 3 賃金・労働時間など基本的な労働条件の維持向上のため共通する課題について、目標の設定、調整、情報収集、諸資料の作成などの諸活動をすすめる。
- 4 技術革新の進展にともなう社会、産業構造の変化を展望し、雇用・環境改善、労働教育などの活動をすすめる。
- 5 経済政策、雇用、社会保障、税制、物価など、国民生活に関連の深い政策、制度諸課題の改善をはかる。
- 6 労働者の福祉、教育・文化向上のための政策を推進し、団体として福祉、教育、文化、芸術、スポーツの発展、啓蒙に寄与する。
- 7 政治的、経済的、国際的相互依存が高まっていることに対応し、公正な社会経済秩序の確立をめざし、自由にして民主的な国際労働運動の発展に役割と責任を果たす。

連合組織構想検討メモ

- ※ 連合組織の性格・位置づけ 1 連合組織は全民労協の活動の強化・発展と位置づける。 2 活動領域を拡大し、民間部門のナショナルセンターとしての役割・機能を最大限網羅する。 3 活動の実績を踏まえつゝ、労働界全体の統一へ努力する。
- ※ 基本構想にもとづく綱領・憲章(基本構想) ☆ 基本構想の原則は堅持し、全民労協の活動の実績などを踏まえ、連合組織への移行の必要性を追加する。①基本構想の「運動の基調(理念)」を新組織の綱領・憲章にひきつぐ。②基本構想の「情勢の基本認識」「統一の必要性と目的」については、全民労協の活動の実績などの視点から見直してみる。同時に、連合組織への移行の必要性を追加する。
- ※ 規約(運営要綱) 1 綱領・憲章の姿が明確になった時点で規約案を作成する。 2 連合組織の役割と責任を明確にする。具体的には
 - ※ 運動方針 全民労協の活動の領域は①政策・制度課題の改善 ②労働諸条件の維持・向上 ③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化、となっているが、国際連帯活動など、領域を拡大する。
 - ※ 財政 連合組織の役割・責任を果たすための財政基盤を確立する。
 - ※ 国際自由労連との関係 国際労働運動のなかで、日本が責任と役割を果たしていくために、連合組織は国際自由労連に一括加盟する。
 - ※ 組織機構に関する問題 1 加盟単位 原則として産業別労働組合とする。 2 運営大会をはじめ必要な機関を設け、民主的運営を行う。 必要に応じて部門協議会を置く。 3 地域組織 連合組織の活動を地方で展開していくため、地域組織を都道府県単位に設置する。
 - ※ 専従者の身分保障 統一に併う既存のナショナルセンターや、それに関連する地域組織などで活動に従事している専従者の身分保障については、不安が生じないように講ずべきである。
 - ※ シンクタンク 政策・制度要求と提言の内容を充実していくために、労働組合の主体的立場を明確にしたシンクタンク(例えば、経済研究所)を設立する。
 - ※ 連合組織への移行の進め方 連合組織への移行の進め方については、ナショナルセンターとの関係が深いので全民労協三役会議が調整する。

(注) 本誌第一二六三号の「労戦再編成の現段階」を参照されたい。